

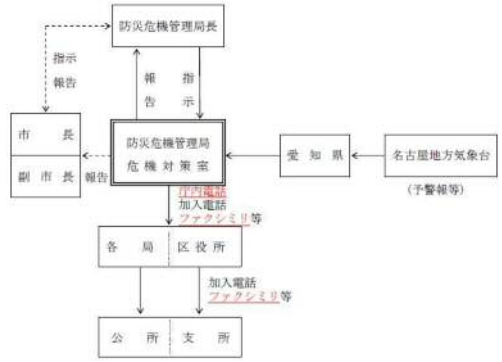
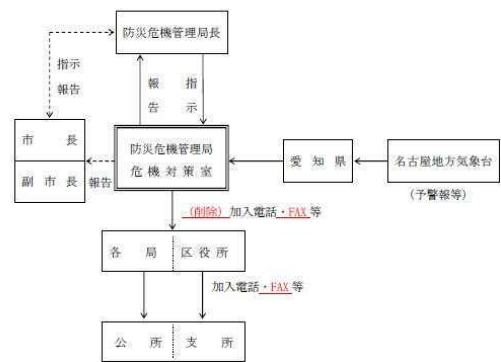
名古屋市地域防災計画

— 風水害等災害対策計画編 —

<平成28年6月・修正案>

名古屋市防災会議

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
20	11	<p>第1節 初動活動体制 略</p> <p>第1 略 第2 動員計画</p> <p>1 略 2 動員の方法</p> <p>平常勤務時における伝達系統図</p>  <p>3～5 略</p> <p>6 各部・区本部の非常配備・動員計画 (1)～(2) 略 (3) 報告 各局・室・区長は、所管の部・区本部の「非常配備・動員計画」の作成又</p>	<p>第1節 初動活動体制 略</p> <p>第1 略 第2 動員計画</p> <p>1 略 2 動員の方法</p> <p>平常勤務時における伝達系統図</p>  <p>3～5 略</p> <p>6 各部・区本部の非常配備・動員計画 (1)～(2) 略 (3) 報告 各局・室・区長は、所管の部・区本部の「非常配備・動員計画」の作成又</p>	<p>標記の修正</p> <p>組織の改正</p>

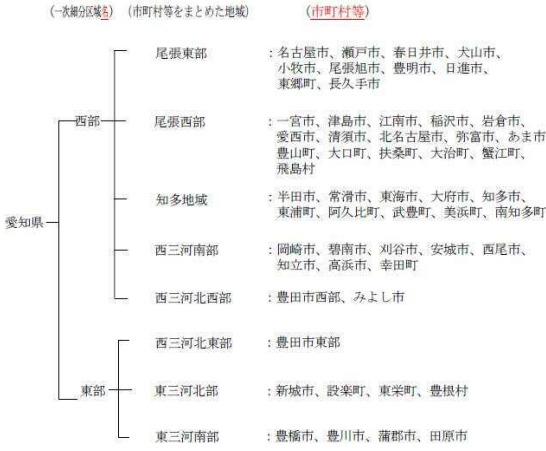
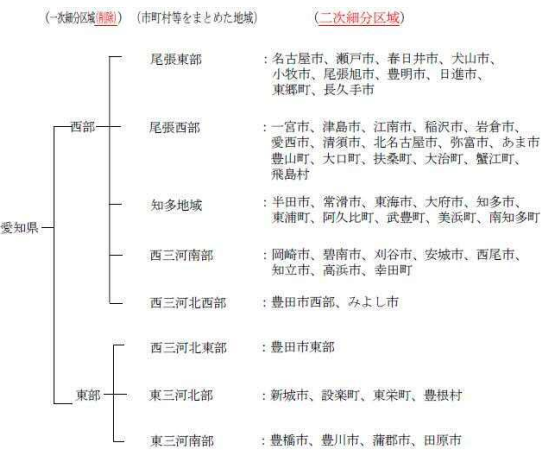
風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>は見直しを行った場合、非常配備人員編成計画表（様式1-1-1）を<u>消防長</u>に報告しなければならない。見直し及び報告の時期は、<u>消防長</u>が指示する。</p> <p>第3 配備体制下の活動体制 略</p> <p>1 略</p> <p>2 非常配備体制下の活動</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2・第3 非常配備 略</p> <p>ア 本部の機能を円滑ならしめるため本部室を開設する。 略</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ウ) その他</p> <p>災害対策本部室に地図、図表等を掲示し、堤防、道路の冠水範囲、その他の被災状況を記入しておくものとする。</p>	<p>は見直しを行った場合、非常配備人員編成計画表（様式1-1-1）を<u>防災危機管理局长</u>に報告しなければならない。見直し及び報告の時期は、<u>防災危機管理局长</u>が指示する。</p> <p>第3 配備体制下の活動体制 略</p> <p>1 略</p> <p>2 非常配備体制下の活動</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2・第3 非常配備 略</p> <p>ア 本部の機能を円滑ならしめるため本部室を開設する。 略</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ウ) その他</p> <p>災害対策本部室に地図、図表等を掲示し、堤防の<u>状況</u>、道路の冠水範囲、その他の被災状況を記入しておくものとする。</p>	<p>標記の修正</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																				
		<p>イ 略</p> <p>(3) 第4非常配備</p> <p>3 略</p> <p>◎ 計画表 1-1-1 防災活動体制及び配備種別について</p> <p>1 略</p> <p>2 配備種別</p> <table border="1" data-bbox="421 619 992 1348"> <thead> <tr> <th>配備種別</th> <th>事 象 等</th> <th>体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第1非常配備</td> <td>略</td> <td>(注1)～(注2)略 (注3)別表1の市本部該当部及び「<u>愛知県沿岸</u>」該当区本部による配備体制 (注4)～(注5)略</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備</td> <td>1～2 略 3 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報(はんこ注意情報)が寄せられたとき(注7) 4～5 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第3非常配備</td> <td>1～3 略 4 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報(はんこ警戒情報又ははんこ危険情報)が寄せられたとき(注9) 5～7 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第4非常配備</td> <td>1 略 2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報(はんこ発生情報)が寄せられたとき(注10) 3～5 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	配備種別	事 象 等	体 制	準備	略	略	第1非常配備	略	(注1)～(注2)略 (注3)別表1の市本部該当部及び「 <u>愛知県沿岸</u> 」該当区本部による配備体制 (注4)～(注5)略	第2非常配備	1～2 略 3 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報(はん こ 注意情報)が寄せられたとき(注7) 4～5 略	略	第3非常配備	1～3 略 4 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報(はん こ 警戒情報又ははん こ 危険情報)が寄せられたとき(注9) 5～7 略	略	第4非常配備	1 略 2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報(はん こ 発生情報)が寄せられたとき(注10) 3～5 略	略	<p>イ 略</p> <p>(3) 第4非常配備</p> <p>3 略</p> <p>◎ 計画表 1-1-1 防災活動体制及び配備種別について</p> <p>1 略</p> <p>2 配備種別</p> <table border="1" data-bbox="1041 619 1612 1348"> <thead> <tr> <th>配備種別</th> <th>事 象 等</th> <th>体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第1非常配備</td> <td>略</td> <td>(注1)～(注2)略 (注3)別表1の市本部該当部及び「<u>高瀬</u>」該当区本部による配備体制 (注4)～(注5)略</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備</td> <td>1～2 略 3 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報(はんこ注意情報)が寄せられたとき(注7) 4～5 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第3非常配備</td> <td>1～3 略 4 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報(はんこ警戒情報又ははんこ危険情報)が寄せられたとき(注9) 5～7 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第4非常配備</td> <td>1 略 2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報(はんこ発生情報)が寄せられたとき(注10) 3～5 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	配備種別	事 象 等	体 制	準備	略	略	第1非常配備	略	(注1)～(注2)略 (注3)別表1の市本部該当部及び「 <u>高瀬</u> 」該当区本部による配備体制 (注4)～(注5)略	第2非常配備	1～2 略 3 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報(はん こ 注意情報)が寄せられたとき(注7) 4～5 略	略	第3非常配備	1～3 略 4 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報(はん こ 警戒情報又ははん こ 危険情報)が寄せられたとき(注9) 5～7 略	略	第4非常配備	1 略 2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報(はん こ 発生情報)が寄せられたとき(注10) 3～5 略	略	<p>文言の整理</p> <p>標記の修正</p>
配備種別	事 象 等	体 制																																						
準備	略	略																																						
第1非常配備	略	(注1)～(注2)略 (注3)別表1の市本部該当部及び「 <u>愛知県沿岸</u> 」該当区本部による配備体制 (注4)～(注5)略																																						
第2非常配備	1～2 略 3 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報(はん こ 注意情報)が寄せられたとき(注7) 4～5 略	略																																						
第3非常配備	1～3 略 4 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報(はん こ 警戒情報又ははん こ 危険情報)が寄せられたとき(注9) 5～7 略	略																																						
第4非常配備	1 略 2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報(はん こ 発生情報)が寄せられたとき(注10) 3～5 略	略																																						
配備種別	事 象 等	体 制																																						
準備	略	略																																						
第1非常配備	略	(注1)～(注2)略 (注3)別表1の市本部該当部及び「 <u>高瀬</u> 」該当区本部による配備体制 (注4)～(注5)略																																						
第2非常配備	1～2 略 3 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報(はん こ 注意情報)が寄せられたとき(注7) 4～5 略	略																																						
第3非常配備	1～3 略 4 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報(はん こ 警戒情報又ははん こ 危険情報)が寄せられたとき(注9) 5～7 略	略																																						
第4非常配備	1 略 2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報(はん こ 発生情報)が寄せられたとき(注10) 3～5 略	略																																						

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																								
		<p>別表 1 水防警報が発せられる河川名等及び配備該当局（部）・区本部</p> <table border="1" data-bbox="414 384 1001 667"> <thead> <tr> <th colspan="3">国土交通大臣の発する水防警報</th> <th colspan="3">愛知県知事の発する水防警報</th> </tr> <tr> <th>河川名等 (観測所等)</th> <th>局(部)</th> <th>区本部</th> <th>河川名等 (観測所等)</th> <th>局(部)</th> <th>区本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td rowspan="3">略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td rowspan="3">略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td rowspan="2">略</td> <td>略</td> <td>愛知県 沿岸 (名古屋市)</td> <td rowspan="2">略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ 気象関係参考 1-1-1</p> <p>1 予警報の細分区域(気象予警報の細分区域及び配備種別に係る気象予警報等の種類と発表基準)</p> <p>(一次細分区域) (市町村等をまとめた地域) (市町村等)</p> 	国土交通大臣の発する水防警報			愛知県知事の発する水防警報			河川名等 (観測所等)	局(部)	区本部	河川名等 (観測所等)	局(部)	区本部	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	愛知県 沿岸 (名古屋市)	略	略	略	略	略	略	<p>別表 1 水防警報が発せられる河川名等及び配備該当局（部）・区本部</p> <table border="1" data-bbox="1032 384 1619 667"> <thead> <tr> <th colspan="3">国土交通大臣の発する水防警報</th> <th colspan="3">愛知県知事の発する水防警報</th> </tr> <tr> <th>河川名等 (観測所等)</th> <th>局(部)</th> <th>区本部</th> <th>河川名等 (観測所等)</th> <th>局(部)</th> <th>区本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td rowspan="3">略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td rowspan="3">略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td rowspan="2">略</td> <td>略</td> <td>高潮 (名古屋市)</td> <td rowspan="2">略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ 気象関係参考 1-1-1</p> <p>1 予警報の細分区域(気象予警報の細分区域及び配備種別に係る気象予警報等の種類と発表基準)</p> <p>(一次細分区域) (市町村等をまとめた地域) (二次細分区域)</p> 	国土交通大臣の発する水防警報			愛知県知事の発する水防警報			河川名等 (観測所等)	局(部)	区本部	河川名等 (観測所等)	局(部)	区本部	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	高潮 (名古屋市)	略	略	略	略	略	略	<p>文言の整理</p> <p>標記の修正</p>
国土交通大臣の発する水防警報			愛知県知事の発する水防警報																																																																									
河川名等 (観測所等)	局(部)	区本部	河川名等 (観測所等)	局(部)	区本部																																																																							
略	略	略	略	略	略																																																																							
略		略	略		略																																																																							
略		略	略		略																																																																							
略	略	略	愛知県 沿岸 (名古屋市)	略	略																																																																							
略		略	略		略																																																																							
国土交通大臣の発する水防警報			愛知県知事の発する水防警報																																																																									
河川名等 (観測所等)	局(部)	区本部	河川名等 (観測所等)	局(部)	区本部																																																																							
略	略	略	略	略	略																																																																							
略		略	略		略																																																																							
略		略	略		略																																																																							
略	略	略	高潮 (名古屋市)	略	略																																																																							
略		略	略		略																																																																							

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																								
21	28	<p>第2節 災害警戒本部の設置及び運営 略</p> <p>第1 災害警戒本部の設置及び廃止 1～2 略</p> <p>3 設置及び廃止の通知</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略</th> <th>通知の手段</th> <th>責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>庁内放送、災害対策支援情報ネットワーク、無線ファクシミリ、ファクシミリ</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	略	通知の手段	責任者	略	略	略	略	庁内放送、災害対策支援情報ネットワーク、無線ファクシミリ、ファクシミリ	略	略	略	略	<p>第2節 災害警戒本部の設置及び運営 略</p> <p>第1 災害警戒本部の設置及び廃止 1～2 略</p> <p>3 設置及び廃止の通知</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略</th> <th>通知の手段</th> <th>責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>(削除) 災害対策支援情報ネットワーク、(削除) ファクシミリ</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	略	通知の手段	責任者	略	略	略	略	(削除) 災害対策支援情報ネットワーク、(削除) ファクシミリ	略	略	略	略	対策の整理
略	通知の手段	責任者																										
略	略	略																										
略	庁内放送、災害対策支援情報ネットワーク、無線ファクシミリ、ファクシミリ	略																										
略	略	略																										
略	通知の手段	責任者																										
略	略	略																										
略	(削除) 災害対策支援情報ネットワーク、(削除) ファクシミリ	略																										
略	略	略																										
22	32	<p>第3節 災害対策本部の設置及び運営</p> <p>名古屋市災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定により、本市の区域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において災害応急対策を強力に推進するため必要があると認めるとき市長が設置する組織である。本節では、その設置及び運営等について定める。</p> <p>第1 災害対策本部の設置及び廃止 1～2 略</p>	<p>第3節 災害対策本部の設置及び運営</p> <p>名古屋市災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2の規定により、本市の区域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において災害応急対策を強力に推進するため必要があると認めるとき市長が設置する組織である。本節では、その設置及び運営等について定める。</p> <p>第1 災害対策本部の設置及び廃止 1～2 略</p>	誤記の修正																								

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																																												
		<p>2 略</p> <p>3 本部員等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td colspan="4">本 部 員</td></tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>防災危機管理局長</td> <td>市長室長</td> <td>総務局長</td> </tr> <tr> <td>市民経済局長</td> <td>環境局長</td> <td>健康福祉局長</td> <td>子ども青少年局長</td> </tr> <tr> <td>住宅都市局長</td> <td>緑政土木局長</td> <td>教育長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防長</td> <td>上下水道局長</td> <td>交通局長</td> <td>病院局長</td> </tr> </table> <p>第3～第6 略</p> <p>別表1-3-1</p> <p>1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="4">略</td></tr> <tr><td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td>庶務部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>1～6 略 <u>7 外国人の支援及び外国からの救援物資の受入れに関すること</u> <u>8</u> 略 <u>9</u> 略</td> </tr> <tr><td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td>市民経済部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr><td colspan="4">略</td></tr> </table>	本 部 員				会計管理者	防災危機管理局長	市長室長	総務局長	市民経済局長	環境局長	健康福祉局長	子ども青少年局長	住宅都市局長	緑政土木局長	教育長		消防長	上下水道局長	交通局長	病院局長	略				略				庶務部	略	略	1～6 略 <u>7 外国人の支援及び外国からの救援物資の受入れに関すること</u> <u>8</u> 略 <u>9</u> 略	略				市民経済部	略	略	略	略				<p>2 略</p> <p>3 本部員等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td colspan="4">本 部 員</td></tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>防災危機管理局長</td> <td>市長室長</td> <td>総務局長</td> </tr> <tr> <td>市民経済局長</td> <td>環境局長</td> <td>健康福祉局長</td> <td>子ども青少年局長</td> </tr> <tr> <td>住宅都市局長</td> <td>緑政土木局長</td> <td>教育長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防長</td> <td>上下水道局長</td> <td>交通局長</td> <td>病院局長</td> </tr> </table> <p>第3～第6 略</p> <p>別表1-3-1</p> <p>1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="4">略</td></tr> <tr><td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td>庶務部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>1～6 略 <u>(削除)</u> <u>7</u> 略 <u>8</u> 略</td> </tr> <tr><td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td>市民経済部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr><td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td>観光文化交流部</td> <td>観光文化交流局</td> <td>観光文化交流局長</td> <td><u>1 所管施設における利用者及び入場者の安全確保並びに被害状況の調査及び応急復旧に関すること</u> <u>2 外国人の支援及び外国からの救援物資の受入れに関すること</u></td> </tr> </table>	本 部 員				会計管理者	防災危機管理局長	市長室長	総務局長	市民経済局長	環境局長	健康福祉局長	子ども青少年局長	住宅都市局長	緑政土木局長	教育長		消防長	上下水道局長	交通局長	病院局長	略				略				庶務部	略	略	1～6 略 <u>(削除)</u> <u>7</u> 略 <u>8</u> 略	略				市民経済部	略	略	略	略				観光文化交流部	観光文化交流局	観光文化交流局長	<u>1 所管施設における利用者及び入場者の安全確保並びに被害状況の調査及び応急復旧に関すること</u> <u>2 外国人の支援及び外国からの救援物資の受入れに関すること</u>	<p>対策の整理</p> <p>組織の改正</p> <p>対策の整理</p>
本 部 員																																																																																																
会計管理者	防災危機管理局長	市長室長	総務局長																																																																																													
市民経済局長	環境局長	健康福祉局長	子ども青少年局長																																																																																													
住宅都市局長	緑政土木局長	教育長																																																																																														
消防長	上下水道局長	交通局長	病院局長																																																																																													
略																																																																																																
略																																																																																																
庶務部	略	略	1～6 略 <u>7 外国人の支援及び外国からの救援物資の受入れに関すること</u> <u>8</u> 略 <u>9</u> 略																																																																																													
略																																																																																																
市民経済部	略	略	略																																																																																													
略																																																																																																
本 部 員																																																																																																
会計管理者	防災危機管理局長	市長室長	総務局長																																																																																													
市民経済局長	環境局長	健康福祉局長	子ども青少年局長																																																																																													
住宅都市局長	緑政土木局長	教育長																																																																																														
消防長	上下水道局長	交通局長	病院局長																																																																																													
略																																																																																																
略																																																																																																
庶務部	略	略	1～6 略 <u>(削除)</u> <u>7</u> 略 <u>8</u> 略																																																																																													
略																																																																																																
市民経済部	略	略	略																																																																																													
略																																																																																																
観光文化交流部	観光文化交流局	観光文化交流局長	<u>1 所管施設における利用者及び入場者の安全確保並びに被害状況の調査及び応急復旧に関すること</u> <u>2 外国人の支援及び外国からの救援物資の受入れに関すること</u>																																																																																													

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前				修正後				備考
		環境部	略	略	略	環境部	略	略	略	
		上下水道部	略	略	1～3 略	上下水道部	略	略	1～3 略 4 <u>水防活動に関すること</u>	
		略				略				
		様式 略				様式 略				
23	50	第4節 情報連絡活動 略 第1 気象情報等の収集・伝達 略 1～2 略 3 気象予警報の受領・伝達要領 (1)～(6) 略 気象予警報等の伝達系統及び伝達手段は次図による。				第4節 情報連絡活動 略 第1 気象情報等の収集・伝達 略 1～2 略 3 気象予警報の受領・伝達要領 (1)～(6) 略 気象予警報等の伝達系統及び伝達手段は次図による。				対策の整理
		区分	伝達手段			区分	伝達手段			
		①～④ ⑤ ⑥～⑧	略 災害対策支援情報ネットワーク、 <u>庁内放送</u> 、 <u>無線ファクシミリ</u> 、ファクシミリ 略			①～④ ⑤ ⑥～⑧	略 災害対策支援情報ネットワーク、 <u>(削除)</u> ファクシミリ 略			
		第2、第3 略				第2、第3 略				
		第4 通信連絡手段の確保及び活用				第4 通信連絡手段の確保及び活用				
		1 無線電話				1 無線電話				
		(1) 無線電話の統制				(1) 無線電話の統制				

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>ア 略</p> <p>イ 消防無線、<u>上下水道無線</u>の統制は、各基地局を管理する部において、あらかじめ定めた方法により行う。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>ア 略</p> <p>イ 消防無線、<u>上下水道局MCA無線</u>の統制は、各基地局を管理する部において、あらかじめ定めた方法により行う。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>標記の整理</p>
24	79	<p>第5節 広報・広聴活動</p> <p>略</p> <p>第1 広報活動</p> <p>1～3 略</p> <p>4 災害時要援護者への広報</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 外国人</p> <p>外国人への情報提供は、<u>庶務部</u>が(公財)名古屋国際センターの協力を得て行うこととし、窓口の設置や外国人が避難している施設への災害語学ボランティアの派遣、上記3(7)の広報紙の翻訳などにより情報提供を行</p>	<p>第5節 広報・広聴活動</p> <p>略</p> <p>第1 広報活動</p> <p>1～3 略</p> <p>4 災害時要援護者への広報</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 外国人</p> <p>外国人への情報提供は、<u>観光文化交流部</u>が(公財)名古屋国際センターの協力を得て行うこととし、窓口の設置や外国人が避難している施設への災害語学ボランティアの派遣、上記3(7)の広報紙の翻訳などにより情報</p>	<p>組織の改正</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		う。 略 第2 略	提供を行う。 略 第2 略	
25	83	<p>第6節 災害救助法の適用</p> <p>第1 適用基準</p> <p><u>(1)</u> 本市における適用基準世帯数一覧表 (災害救助法施行令第1条第1項による)</p> <p><u>(2)</u> 被害世帯数の算定</p> <p>災害は、その種類及び規模により被害の態様及び程度が一樣ではないので、災害救助法の適用を判断するためには、災害の被害認定統一基準 (<u>昭和43年6月14日付結審第115号内閣総理大臣官房審議室長通知、第4節情報連絡活動被害判定基準参照</u>) に基づき、被害世帯数を算定する。</p> <p>第2 救助の種類</p> <p>災害救助法による救助の種類は次のとおりであり、救助の程度、方法及び期間(一般基準)は、<u>厚生労働大臣</u>が定める基準(<u>平成12年3月31日厚生省告示第144号</u>)</p>	<p>第6節 災害救助法の適用</p> <p>第1 適用基準</p> <p><u>1</u> 本市における適用基準世帯数一覧表 (災害救助法施行令第1条第1項による)</p> <p><u>2</u> 被害世帯数の算定</p> <p>災害は、その種類及び規模により被害の態様及び程度が一樣ではないので、災害救助法の適用を判断するためには、災害の被害認定統一基準 (<u>平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知</u>) に基づき、被害世帯数を算定する。</p> <p>第2 救助の種類</p> <p>災害救助法による救助の種類は次のとおりであり、救助の程度、方法及び期間(一般基準)は、<u>内閣総理大臣</u>が定める基準(<u>平成25年10月1日内閣府告示第228号</u>)</p>	誤記修正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>に従い、県知事が定めることとなっている (昭和40年10月29日愛知県規則第60号)。 また、この基準では適切な救助を行うことが困難な場合は、県知事が<u>厚生労働大臣</u>と協議し、その同意を得たうえで特別の基準を定めることができる。</p> <p><u>(1)</u> 略 <u>(2)</u> 略 <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略 <u>(8)</u> 略 <u>(9)</u> 略 <u>(10)</u> 略</p> <p>第3 救助の実施</p> <p><u>(1)</u> 略 <u>(2)</u> 略 <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略</p>	<p>に従い、県知事が定めることとなっている (昭和40年10月29日愛知県規則第60号)。 また、この基準では適切な救助を行うことが困難な場合は、県知事が<u>内閣総理大臣</u>と協議し、その同意を得たうえで特別の基準を定めることができる。</p> <p><u>1</u> 略 <u>2</u> 略 <u>3</u> 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略 <u>6</u> 略 <u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> 略 <u>10</u> 略</p> <p>第3 救助の実施</p> <p><u>1</u> 略 <u>2</u> 略 <u>3</u> 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																	
26	85	<p>第7節 応援要請 略 第1 他の地方公共団体等への応援要請 略 1 応援要請の種類 (1) 略 (2) 協定、覚書に基づく要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>締結団体・機関</th> <th>所管局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>消防相互応援協定</td> <td>名古屋市、近隣9市町及び4消防一部事務組合</td> <td rowspan="8">消防局</td> </tr> <tr> <td>愛知県内広域消防相互応援協定</td> <td>県内29市町11消防一部事務組合1広域連合</td> </tr> <tr> <td>五都市消防相互応援協定</td> <td>名古屋市、京都市、大阪市、堺市及び神戸市</td> </tr> <tr> <td>東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定</td> <td>東京消防庁及び名古屋市</td> </tr> <tr> <td>四県一市航空消防防災相互応援協定</td> <td>岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市</td> </tr> <tr> <td>県道名古屋半田線(知多半島道路に限る。)における消防相互応援協定</td> <td>名古屋市、東海市、大府市、知多中部広域事務組合</td> </tr> <tr> <td>愛知県緊急消防援助隊受援計画</td> <td>総務省消防庁</td> </tr> </tbody> </table>	名称	締結団体・機関	所管局	略	略	略	略	略	消防相互応援協定	名古屋市、近隣9市町及び4消防一部事務組合	消防局	愛知県内広域消防相互応援協定	県内29市町11消防一部事務組合1広域連合	五都市消防相互応援協定	名古屋市、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定	東京消防庁及び名古屋市	四県一市航空消防防災相互応援協定	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市	県道名古屋半田線(知多半島道路に限る。)における消防相互応援協定	名古屋市、東海市、大府市、知多中部広域事務組合	愛知県緊急消防援助隊受援計画	総務省消防庁	<p>第7節 応援要請 略 第1 他の地方公共団体等への応援要請 略 1 応援要請の種類 (1) 略 (2) 協定、覚書に基づく要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>締結団体・機関</th> <th>所管局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書</td> <td>尾張部清掃工場11団体で構成</td> <td>環境局</td> </tr> <tr> <td>ごみ処理相互応援に関する協定書</td> <td>名古屋市、東海市、知多市、東部知多衛生組合</td> <td rowspan="2">環境局 上下水道局</td> </tr> <tr> <td>災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書</td> <td>愛知県、県下54市町村、21事務組合及び50下水道管理者</td> </tr> <tr> <td>20大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書</td> <td>東京都及び19政令都市</td> <td rowspan="3">健康福祉局</td> </tr> <tr> <td>20大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書</td> <td>東京都及び19政令都市</td> </tr> <tr> <td>災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定</td> <td>県下22市町村及び9事務組合</td> </tr> <tr> <td>大地震による災害発生時の相互協力等に関する覚書</td> <td>県警交通部長及び緑政土木局長</td> <td>緑政土木局</td> </tr> </tbody> </table>	名称	締結団体・機関	所管局	略	略	略	略	略	尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書	尾張部清掃工場11団体で構成	環境局	ごみ処理相互応援に関する協定書	名古屋市、東海市、知多市、東部知多衛生組合	環境局 上下水道局	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県、県下54市町村、21事務組合及び50下水道管理者	20大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書	東京都及び19政令都市	健康福祉局	20大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書	東京都及び19政令都市	災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定	県下22市町村及び9事務組合	大地震による災害発生時の相互協力等に関する覚書	県警交通部長及び緑政土木局長	緑政土木局	誤記修正
名称	締結団体・機関	所管局																																																			
略	略	略																																																			
略	略																																																				
消防相互応援協定	名古屋市、近隣9市町及び4消防一部事務組合	消防局																																																			
愛知県内広域消防相互応援協定	県内29市町11消防一部事務組合1広域連合																																																				
五都市消防相互応援協定	名古屋市、京都市、大阪市、堺市及び神戸市																																																				
東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定	東京消防庁及び名古屋市																																																				
四県一市航空消防防災相互応援協定	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市																																																				
県道名古屋半田線(知多半島道路に限る。)における消防相互応援協定	名古屋市、東海市、大府市、知多中部広域事務組合																																																				
愛知県緊急消防援助隊受援計画	総務省消防庁																																																				
名称	締結団体・機関		所管局																																																		
略	略	略																																																			
略	略																																																				
尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書	尾張部清掃工場11団体で構成	環境局																																																			
ごみ処理相互応援に関する協定書	名古屋市、東海市、知多市、東部知多衛生組合	環境局 上下水道局																																																			
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県、県下54市町村、21事務組合及び50下水道管理者																																																				
20大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書	東京都及び19政令都市	健康福祉局																																																			
20大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書	東京都及び19政令都市																																																				
災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定	県下22市町村及び9事務組合																																																				
大地震による災害発生時の相互協力等に関する覚書	県警交通部長及び緑政土木局長	緑政土木局																																																			

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前		修正後		備考
		災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県、県下 54 市町村、21 事務組合及び 50 下水道管理者		中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ	中部地方整備局及び中部 5 県 3 市
		20 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書	東京都及び 19 政令都市		消防相互応援協定	名古屋市、近隣 9 市町及び 4 消防一部事務組合
		20 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書	東京都及び 19 政令都市	環境局 上下水道局	愛知県内広域消防相互応援協定	県内 29 市町 11 消防一部事務組合 1 広域連合
		災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定	県下 22 市町村及び 9 事務組合		五都市消防相互応援協定	名古屋市、京都市、大阪市、堺市及び神戸市
		大地震による災害発生時の相互協力等に関する覚書	県警交通部長及び緑政土木局長	健康福祉局	東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定	東京消防庁及び名古屋市
		中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ	中部地方整備局及び中部 5 県 3 市		四県一市航空消防防災相互応援協定	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市
		水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会愛知県支部長、企業庁、名古屋市、及び県下の水道事業者等 71 団体	緑政土木局	県道名古屋半田線（知多半島道路に限る。）における消防相互応援協定	名古屋市、東海市、大府市、知多中部広域事務組合
		19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書	東京都及び 18 政令都市		愛知県緊急消防援助隊受援計画	総務省消防庁
		略	略		水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会愛知県支部長、企業庁、名古屋市、及び県下の水道事業者等 71 団体
		略	略	上下水道局	19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書	東京都及び 18 政令都市
		略	略		略	略
		略	略		略	略
		略	略		略	略

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
27	95	<p>第8節 水防活動</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 水防活動の組織等</p> <p>略</p> <p>1 水防活動の組織</p> <p>略</p> <p>なお、災害対策本部又は災害警戒本部を設置するに至らない、大雨注意報、洪水注意報発令に係る準備体制の場合は、水防活動に関係の深い<u>消防局</u>、緑政土木局、上下水道局等の通常勤務員等により、情報連絡活動を中心とした次のような水防業務にあたる。</p> <p><u>ア 消防局</u>は、気象予警報等の収集及び各局区への伝達、被害情報を始めとする各種情報の収集・取りまとめ等、総括に関する事務を処理する。</p> <p>また、<u>消防局</u>は、被害状況等により上位の配備種別への移行、防災関係機関との調整・出動要請なども行うこととする。</p>	<p>第8節 水防活動</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 水防活動の組織等</p> <p>略</p> <p>1 水防活動の組織</p> <p>略</p> <p>なお、災害対策本部又は災害警戒本部を設置するに至らない、大雨注意報、洪水注意報発令に係る準備体制の場合は、水防活動に関係の深い<u>防災危機管理局</u>、緑政土木局、<u>消防局</u>、上下水道局等の通常勤務員等により、情報連絡活動を中心とした次のような水防業務にあたる。</p> <p><u>(1) 防災危機管理局</u>は、気象予警報等の収集及び各局区への伝達、被害情報を始めとする各種情報の収集・取りまとめ等、総括に関する事務を処理する。</p> <p>また、<u>防災危機管理局</u>は、被害状況等により上位の配備種別への移行、防災関係機関との調整・出動要請なども行うこととする。</p>	<p>組織の改正</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>イ</u> 緑政土木局は、河川水位等に関する情報を収集し<u>消防局</u>へ伝達するとともに、水防活動にかかる技術的指導等に関する事務を処理する。</p> <p><u>ウ</u> 上下水道局は、浸水被害を軽減するため、雨量情報等に基づき排水対策に関する事務を処理する。</p> <p>2 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 活動内容</p> <p>1 水位・雨量観測</p> <p>(1) 水位観測</p> <p>ア 水防団待機水位、<u>はん濫</u>注意水位、避難判断水位、<u>はん濫</u>危険水位に達した時刻及び減水後、同水位に復したときの時刻を記録する。</p> <p>イ 水防団待機水位を超えた場合は、必要に応じて観測した水位を記録</p>	<p><u>(2)</u> 緑政土木局は、河川水位等に関する情報を収集し<u>防災危機管理局</u>へ伝達するとともに、水防活動にかかる技術的指導等に関する事務を処理する。</p> <p><u>(3) 消防局は、被害情報を始めとする各種情報を収集し防災危機管理局へ伝達するとともに、消防活動に関する事務を処理する。</u></p> <p><u>(4)</u> 上下水道局は、浸水被害を軽減するため、雨量情報等に基づき排水対策に関する事務を処理する。</p> <p>2 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 活動内容</p> <p>1 水位・雨量観測</p> <p>(1) 水位観測</p> <p>ア 水防団待機水位、<u>氾濫</u>注意水位、避難判断水位、<u>氾濫</u>危険水位に達した時刻及び減水後、同水位に復したときの時刻を記録する。</p> <p>イ 水防団待機水位を超えた場合は、必要に応じて観測した水位を記録</p>	<p>対策の整理</p> <p>標記の整理</p>

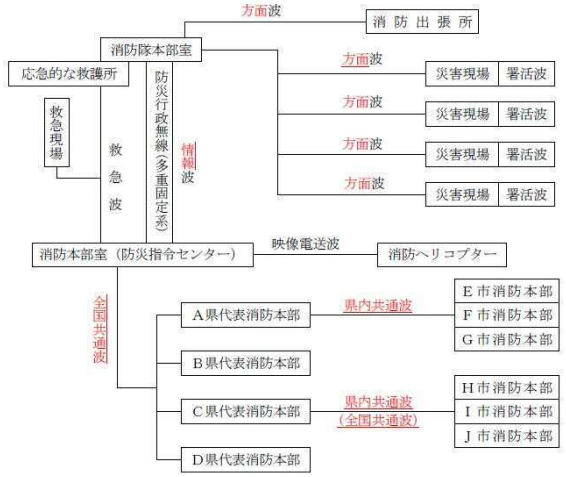
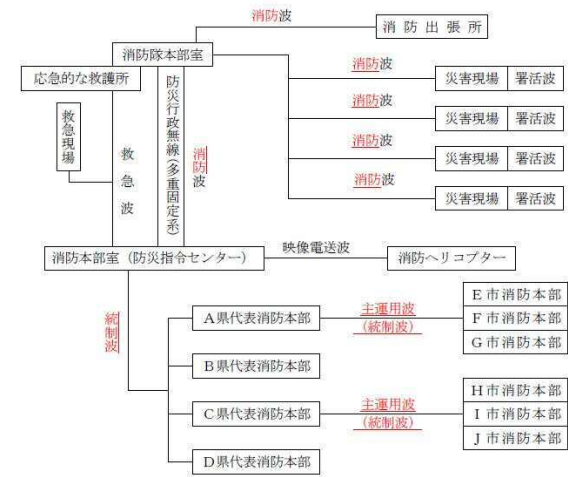
風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>する。</p> <p>2 河川・ため池の巡視</p> <p>(1) 河川等の巡視</p> <p><u>消防隊及び</u>土木隊は、水防区域の監視及び警戒を厳にして、既往の被害箇所、その他重要な箇所を中心に監視し、特に、次の状態に注意のうえ異常を発見した場合は、ただちに連絡するものとする。</p> <p>略</p> <p>3 水防出動等</p> <p>緑政土木部、消防部、上下水道部、区本部その他関係の部にあつては、水防警報が発せられた場合及び<u>はん濫</u>注意水位に達した場合並びに水防管理者が自ら判断して水防活動を行う必要があると認めた場合は、次の体制をとるものとする。</p> <p>(1) 準備</p> <p>次の基準に基づき、緑政土木部及び消防部は、水防活動に備えて資器材の整備点検及び水門等の開閉の準備を</p>	<p>する。</p> <p>2 河川・ため池の巡視</p> <p>(1) 河川等の巡視</p> <p><u>(削除)</u> 土木隊<u>及び消防隊</u>は、水防区域の監視及び警戒を厳にして、既往の被害箇所、その他重要な箇所を中心に監視し、特に、次の状態に注意のうえ異常を発見した場合は、ただちに連絡するものとする。</p> <p>略</p> <p>3 水防出動等</p> <p>緑政土木部、消防部、上下水道部、区本部その他関係の部にあつては、水防警報が発せられた場合及び<u>氾濫</u>注意水位に達した場合並びに水防管理者が自ら判断して水防活動を行う必要があると認めた場合は、次の体制をとるものとする。</p> <p>(1) 準備</p> <p>次の基準に基づき、緑政土木部及び消防部は、水防活動に備えて資器材の整備点検及び水門等の開閉の準備を</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>指示する。また、職員等が出勤する体制をとるとともに、必要に応じて水防警戒のため出動するものとする。</p> <p>ア 洪水予報が発せられた場合又は水防計画に定めるはん濫注意水位に達した場合</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2) 出動</p> <p>ア 国土交通大臣又は愛知県知事から出動水位の通知があった場合には、消防隊及び土木隊は連携して水防警戒のため出動するとともに、適宜その状況を災害対策本部及び区本部等へ報告するものとする。</p> <p>イ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>4～5 略</p>	<p>指示する。また、職員等が出勤する体制をとるとともに、必要に応じて水防警戒のため出動するものとする。</p> <p>ア 洪水予報が発せられた場合又は水防計画に定める氾濫注意水位に達した場合</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2) 出動</p> <p>ア 国土交通大臣又は愛知県知事から出動水位の通知があった場合には、(削除)土木隊及び消防隊は連携して水防警戒のため出動するとともに、適宜その状況を災害対策本部及び区本部等へ報告するものとする。</p> <p>イ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>4～5 略</p>	
28	105	<p>第9節 消防活動</p> <p>略</p> <p>第1節 消防活動の目標</p> <p>略</p> <p>1～3 略</p>	<p>第9節 消防活動</p> <p>略</p> <p>第1節 消防活動の目標</p> <p>略</p> <p>1～3 略</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>4 救急活動 略</p> <p>傷病者の搬送にあつては、医療関係情報及び医療機関の受入れ体制を把握するとともに、重症患者からの搬送を実施する。</p> <p>第2～第5 略</p> <p>第6 無線通信の運用</p> <p>1 無線通信系統</p> <p>風水害時における無線通信系統は次のとおりとする。</p>  <p>(1) 防災行政無線（多重固定系）</p>	<p>4 救急活動 略</p> <p>傷病者の搬送にあつては、医療(削除)情報及び医療機関の受入れ体制を把握するとともに、重症患者から(削除)搬送を実施する。</p> <p>第2～第5 略</p> <p>第6 無線通信の運用</p> <p>1 無線通信系統</p> <p>風水害時における無線通信系統は次のとおりとする。</p>  <p>(1) 防災行政無線（多重固定系）</p>	<p>標記の整理</p> <p>標記の整理</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>消防本部室と消防隊本部室の間の連絡手段に使用する。</p> <p>(2) 消防無線</p> <p><u>ア 情報波</u> 原則として、<u>方面波及び防災行政無線（多重固定系）のサブ系統に使用する。</u></p> <p><u>イ 方面波</u> 略</p> <p><u>ウ 署活波</u> 略</p> <p><u>エ 県内共通波</u> 略</p> <p><u>オ 全国共通波</u> 各県応援部隊と消防本部室及び、<u>県内共通波</u>が県隊間で重複する場合に各県応援部隊間での連絡手段に使用する。</p> <p><u>カ 映像伝送波</u> 略</p> <p><u>キ 救急波</u> 略</p>	<p>消防本部室と消防隊本部室の間の連絡手段に使用する。</p> <p>(2) 消防無線</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>ア 消防波</u> 略</p> <p><u>イ 署活波</u> 略</p> <p><u>ウ 主運用波</u> 略</p> <p><u>エ 統制波</u> 各県応援部隊と消防本部室及び、<u>主運用波</u>が県隊間で重複する場合に各県応援部隊間での連絡手段に使用する。</p> <p><u>オ 映像電送波</u> 略</p> <p><u>カ 救急波</u> 略</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		(3) 略 2 略 第7 略	(3) 略 2 略 第7 略	
29	112	<p>第10節 避難 略</p> <p>第1 避難準備情報、避難の勧告・指示 1 略 2 避難準備情報の発表基準等</p> <p>(1) 略 (2) 発表基準（計画資料 50 参照）</p> <p>ア 河川洪水の基準 (ア) <u>はん濫</u>注意情報が発表された場合 合 (イ) 河川水位が基準水位に達し、かつ、以降 60 分の予想雨量が 30 mm を超える場合</p> <p>イ 略 ウ 内水 <u>はん濫</u>の基準 (ア)、(イ) 略</p> <p>エ 略 オ～カ 略</p>	<p>第10節 避難 略</p> <p>第1 避難準備情報、避難の勧告・指示 1 略 2 避難準備情報の発表基準等</p> <p>(1) 略 (2) 発表基準（計画資料 50 参照）</p> <p>ア 河川洪水の基準 (ア) <u>氾濫</u>注意情報が発表された場合</p> <p>(イ) 河川水位が基準水位に達し、かつ、以降 60 分の予想雨量が 30 mm を超える場合</p> <p>イ 略 ウ 内水 <u>氾濫</u>の基準 (ア)、(イ) 略</p> <p>エ 略 オ～カ 略</p>	標記の整理

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(3) 略</p> <p>(4) 発表解除基準</p> <p>ア 河川洪水（地域特性を含む。）の発表解除基準</p> <p><u>はん濫</u>注意情報が解除され、又は、河川水位が基準水位を下回り、かつ、降雨予測等から判断して河川洪水による災害発生のおそれがないと判断されたとき。</p> <p>イ 内水<u>はん濫</u>の発表解除基準</p> <p>降雨予測等から判断して内水<u>はん濫</u>による災害発生のおそれがないと判断されたとき。</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>3 避難勧告・指示の基準</p> <p>略</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) がけ<u>くずれ</u>等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民の生命に危険が認められるとき</p> <p>(4) 河川洪水、内水<u>氾濫</u>及び土砂災害に関し、次に定める数値基準（計画</p>	<p>(3) 略</p> <p>(4) 発表解除基準</p> <p>ア 河川洪水（地域特性を含む。）の発表解除基準</p> <p><u>氾濫</u>注意情報が解除され、又は、河川水位が基準水位を下回り、かつ、降雨予測等から判断して河川洪水による災害発生のおそれがないと判断されたとき。</p> <p>イ 内水<u>氾濫</u>の発表解除基準</p> <p>降雨予測等から判断して内水<u>氾濫</u>による災害発生のおそれがないと判断されたとき。</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>3 避難勧告・指示の基準</p> <p>略</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) がけ<u>崩れ</u>等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民の生命に危険が認められるとき</p> <p>(4) 河川洪水、内水<u>氾濫</u>及び土砂災害に関し、次に定める数値基準（計画</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>資料 50 参照) に達したとき</p> <p>ア 河川洪水の基準</p> <p>(ア) <u>はん濫</u>警戒情報が発表された場合</p> <p>(イ) 河川水位が基準水位に達し、かつ、以降 60 分の予想降雨量が 30 mmを超える場合</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 内水<u>はん濫</u>の基準</p> <p>災害対策（警戒）本部で必要と認められた場合</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(5)、(6) 略</p> <p>4、5 略</p> <p>第 2～第 7 略</p>	<p>資料 50 参照) に達したとき</p> <p>ア 河川洪水の基準</p> <p>(ア) <u>氾濫</u>警戒情報が発表された場合</p> <p>(イ) 河川水位が基準水位に達し、かつ、以降 60 分の予想降雨量が 30 mmを超える場合</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 内水<u>氾濫</u>の基準</p> <p>災害対策（警戒）本部で必要と認められた場合</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(5)、(6) 略</p> <p>4、5 略</p> <p>第 2～第 7 略</p> <p><u>第 8 広域一時滞在に係る協議</u></p> <p><u>災害が発生し、被災した住民の、当該市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。</u></p>	<p>対策の整理</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
30	120	<p>第11節 医療救護・保健衛生</p> <p>【 医 療 救 護 】</p> <p>略</p> <p>第1 救護班の編成</p> <p>略</p> <p>1 救護班の編成</p> <p>(1) 市の機関による救護班</p> <p>略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 健康福祉部は、被害状況により救護班が不足する場合には、<u>中央看護専門学校・厚生院・総合リハビリテーションセンター</u>で救護班を編成し、傷病者の応急措置などの救護活動を行う。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第2、第3 略</p>	<p>第11節 医療救護・保健衛生</p> <p>【 医 療 救 護 】</p> <p>略</p> <p>第1 救護班の編成</p> <p>略</p> <p>1 救護班の編成</p> <p>(1) 市の機関による救護班</p> <p>略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 健康福祉部は、被害状況により救護班が不足する場合には、<u>(削除)</u>厚生院・総合リハビリテーションセンターで救護班を編成し、傷病者の応急措置などの救護活動を行う。<u>また、救護班において看護職員を必要とする場合には、中央看護専門学校より看護職員（専任教員）の派遣を行う。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第2、第3 略</p>	<p>標記の整理</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第4 医薬品・衛生材料等の調達及び供給</p> <p>1 医薬品・衛生材料等の調達</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 市災害対策本部</p> <p>ア 救護所を市立中学校に設置した場合、健康福祉部長は、名古屋市薬剤師会への委託により備蓄する医薬品・<u>衛生材料等</u>を使用する。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2、3 略</p> <p>[医薬品・衛生材料供給の流れ]</p> <p>図中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 救護所を市立中学校に設置した場合、名古屋市薬剤師会に備蓄する医薬品・<u>衛生材料等</u>を使用する。</p> </div> <p>【 保 健 衛 生 】</p> <p>略</p>	<p>第4 医薬品・衛生材料等の調達及び供給</p> <p>1 医薬品・衛生材料等の調達</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 市災害対策本部</p> <p>ア 救護所を市立中学校に設置した場合、健康福祉部長は、名古屋市薬剤師会への委託により備蓄する医薬品 <u>(削除)</u>を使用する。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2、3 略</p> <p>[医薬品・衛生材料供給の流れ]</p> <p>図中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 救護所を市立中学校に設置した場合、名古屋市薬剤師会 <u>への委託により</u> 備蓄する医薬品 <u>(削除)</u>を使用する。</p> </div> <p>【 保 健 衛 生 】</p> <p>略</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
31	129	<p>第12節 輸送・道路等応急対策</p> <p>【 輸 送 】</p> <p>略</p> <p>第1 車両等の調達</p> <p>1～2 略</p> <p>3 経理部</p> <p>各部・区本部から調達依頼を受けた場合及び本部幹事会議から調達の指示があった場合は、経理部は次のように集中調達する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 貨物自動車</p> <p>愛知県トラック協会から運送協定に基づき調達する。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 航空機</p> <p>航空会社から<u>チャーター</u>する。</p> <p>第2～4 略</p> <p>【 道路等応急対策 】</p> <p>略</p>	<p>第12節 輸送・道路等応急対策</p> <p>【 輸 送 】</p> <p>略</p> <p>第1 車両等の調達</p> <p>1～2 略</p> <p>3 経理部</p> <p>各部・区本部から調達依頼を受けた場合及び本部幹事会議から調達の指示があった場合は、経理部は次のように集中調達する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 貨物自動車</p> <p>愛知県トラック協会及び日本通運株式会社名古屋支店から運送協定に基づき調達する。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 航空機</p> <p>航空会社から<u>調達</u>する。</p> <p>第2～4 略</p> <p>【 道路等応急対策 】</p> <p>略</p>	<p>対策の整理</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第1～第4 略</p> <p>第5 交通規制 略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 交通規制の広報等 交通規制を実施したときは、すみやかに日本道路交通情報センターに通報するとともに、関係する他の道路管理者に通知する。また、広報車等による広報活動及び報道機関を通じて市民に周知徹底を図るものとする。</p> <p>5 略</p> <p>第6～第8 略</p> <p>第9 災害対策基本法による放置車両等の措置</p> <p>1 略</p> <p>2 車両等の占有者等への周知 緑政土木部は、道路の区間の指定をしたときは、災害対策基本法第76条の6第2項の規定に基づき、指定区間への立て看板の設置、日本道路交通情報センター等による広報等により、通行者等に対</p>	<p>第1～第4 略</p> <p>第5 交通規制 略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 交通規制の広報等 交通規制を実施したときは、すみやかに <u>(公財)</u> 日本道路交通情報センターに通報するとともに、関係する他の道路管理者に通知する。また、広報車等による広報活動及び報道機関を通じて市民に周知徹底を図るものとする。</p> <p>5 略</p> <p>第6～第8 略</p> <p>第9 災害対策基本法による放置車両等の措置</p> <p>1 略</p> <p>2 車両等の占有者等への周知 緑政土木部は、道路の区間の指定をしたときは、災害対策基本法第76条の6第2項の規定に基づき、指定区間への立て看板の設置、<u>(公財)</u> 日本道路交通情報センター等による広報等により、通行</p>	<p>標記の整理</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>し当該指定について周知するものとする。</p> <p>3～5 略</p>	<p>者等に対し当該指定について周知するものとする。</p> <p>3～5 略</p>	
32	137	<p>第13節 食品・生活必需品等の供給 略</p> <p>第1、第2 略</p> <p>第3 物資の供給体制 略</p> <p>1 <u>物資班</u>の任務</p> <p>第4 略</p> <p>第5 物資の輸送及び物資集配拠点 1 略</p> <p>2 物資集配拠点 (1) 略 (2) 略 (3) 物資の仕分け、在庫管理、避難所への輸送等は愛知県トラック協会及び日本通運株式会社やボランティアの協力を得て実施するものとする。</p> <p>略</p>	<p>第13節 食品・生活必需品等の供給 略</p> <p>第1、第2 略</p> <p>第3 物資の供給体制 略</p> <p>1 <u>市本部物資班及び区本部</u>の任務</p> <p>第4 略</p> <p>第5 物資の輸送及び物資集配拠点 1 略</p> <p>2 物資集配拠点 (1) 略 (2) 略 (3) 物資の仕分け、在庫管理、避難所への輸送等は愛知県トラック協会及び日本通運株式会社<u>名古屋支店</u>やボランティアの協力を得て実施するものとする。</p> <p>略</p>	<p>文言の整理</p> <p>標記の整理</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																
		<p>3 略</p> <p>第6～第7 略</p> <p>第8 救援物資の受入れ 略</p> <p>1 受付 (1) 略 また、外国からの物資の受入れについては、<u>庶務部秘書班</u>と物資班が連携をとって実施する。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>3 略</p> <p>第6～第7 略</p> <p>第8 救援物資の受入れ 略</p> <p>1 受付 (1) 略 また、外国からの物資の受入れについては、<u>観光文化交流部観光交流班</u>と物資班が連携をとって実施する。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	組織の改正																
33	142	<p>第14節 災害時要援護者対策 略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 実施体制</p> <p>1 担当部</p> <table border="1" data-bbox="439 1050 994 1251"> <thead> <tr> <th>担当部</th> <th>分担任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>庶務部</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 実施方法 (1) 健康福祉部災害時要援護者班及び</p>	担当部	分担任務	略	略	<u>庶務部</u>	略	略	略	<p>第14節 災害時要援護者対策 略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 実施体制</p> <p>1 担当部</p> <table border="1" data-bbox="1061 1050 1617 1251"> <thead> <tr> <th>担当部</th> <th>分担任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>観光文化交流部</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 実施方法 (1) 健康福祉部災害時要援護者班及び</p>	担当部	分担任務	略	略	<u>観光文化交流部</u>	略	略	略	組織の改正
担当部	分担任務																			
略	略																			
<u>庶務部</u>	略																			
略	略																			
担当部	分担任務																			
略	略																			
<u>観光文化交流部</u>	略																			
略	略																			

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>健康増進班は共同して災害時要援護者の安否確認及び避難生活の確保に関する分担任務を実施する。</p> <p>(2) <u>庶務部秘書班</u>は健康福祉部災害時要援護者班及び健康増進班と連携し、分担任務を実施する。</p> <p>(3) (1)(2)の指示をうけて区本部は相互に連携し分担任務を実施する。</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 避難生活の確保</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 避難所における生活の確保</p> <p>要援護者の実態調査に基づき、健康福祉部災害時要援護者班及び健康増進班、<u>庶務部</u>、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような対策を実施する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 応急仮設住宅での生活の確保</p>	<p>健康増進班は、<u>共同して</u>災害時要援護者の安否確認及び避難生活の確保に関する分担任務を実施する。</p> <p>(2) <u>観光文化交流部観光交流班</u>は、健康福祉部災害時要援護者班及び健康増進班と連携し、分担任務を実施する。</p> <p>(3) (1)(2)の指示をうけて区本部は、<u>相互に</u>連携し分担任務を実施する。</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 避難生活の確保</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 避難所における生活の確保</p> <p>要援護者の実態調査に基づき、健康福祉部災害時要援護者班及び健康増進班、<u>観光文化交流部観光交流班</u>、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような対策を実施する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 応急仮設住宅での生活の確保</p>	<p>標記の整理</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(1) 住宅都市部は健康福祉部災害時要援護者班と協議の上、スロープ・車いす用トイレ等の設置、生活援助員が常駐する住宅や戸数に応じた集会所の設置など高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅(福祉仮設住宅)の仕様を検討し、必要に応じ県に<u>建設</u>を要請する。</p> <p>また、高齢者、障害者など避難所生活が困難な被災者の応急仮設住宅への優先入居にも配慮する。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(1) 住宅都市部は健康福祉部災害時要援護者班と協議の上、スロープ・車いす用トイレ等の設置、生活援助員が常駐する住宅や戸数に応じた集会所の設置など高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅(福祉仮設住宅)の仕様を検討し、必要に応じ県に<u>設置</u>を要請する。</p> <p>また、高齢者、障害者など避難所生活が困難な被災者の応急仮設住宅への優先入居にも配慮する。</p> <p>(2) 略</p>	
34	145	<p>第15節 遺体の搜索、処理及び火葬 略</p> <p>第1 遺体の搜索・収容 1～3 略 4 遺体の搜索・収容の方法 略</p> <p>(1) 搜索収容班は、行方不明者の発見に努め、生存が判明したときは、その旨をすみやかに区本部へ連絡する。な</p>	<p>第15節 遺体の搜索、処理及び火葬 略</p> <p>第1 遺体の搜索・収容 1～3 略 4 遺体の搜索・収容の方法 略</p> <p>(1) 搜索収容班は、行方不明者の発見に努め、生存が判明したときは、その旨をすみやかに区本部へ連絡する。な</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>お、当該生存者が負傷し又は病気にかかっている場合は、<u>消防部消防隊</u>に通報し又は救護所等へ搬送するなど臨機応変の措置をとるものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>第2、第3 略</p> <p>第4 葬祭用品の調達</p> <p>略</p> <p>1 調達する葬祭用品</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他必要と認めるもの</p> <p>特に気温の高い時季には、遺体腐乱防止のためドライアイス、遺体安置用防腐剤の調達を速やかに行い、遺体数<u>及び市営</u>八事斎場の火葬能力を勘案し必要量を確保する。</p> <p>2 調達方法</p> <p>社団法人全日本冠婚葬祭互助協会及び名古屋葬祭業協同組合に協力を依頼し、調達する。</p> <p>略</p>	<p>お、当該生存者が負傷し又は病気にかかっている場合は、<u>消防本部室</u>に通報し又は救護所等へ搬送するなど臨機応変の措置をとるものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>第2、第3 略</p> <p>第4 葬祭用品の調達</p> <p>略</p> <p>1 調達する葬祭用品</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他必要と認めるもの</p> <p>特に気温の高い時季には、遺体腐乱防止のためドライアイス、遺体安置用防腐剤の調達を速やかに行い、遺体数<u>並びに八事斎場及び第二斎場（以下「市立斎場」という。）</u>の火葬能力を勘案し必要量を確保する。</p> <p>2 調達方法</p> <p><u>一般</u>社団法人全日本冠婚葬祭互助協会及び名古屋葬祭業協同組合に協力を依頼し、調達する。</p> <p>略</p>	<p>標記の整理</p> <p>標記の整理</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>3 搬入場所</p> <p>調達する葬祭用品は、棺（付属品を含む）及びドライアイス、遺体安置用防腐剤等を遺体安置所へ、骨つぼ等を市営八事斎場に搬入する。</p> <p>〔葬祭用品調達の流れ〕</p> <p>図中</p> <p>市営八事斎場</p> <p>〔遺体輸送の流れ〕</p> <p>図中</p> <p>市営八事斎場</p> <p>第6 遺体の火葬</p> <p>1 火葬の方法</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 遺体は、火（埋）葬許可証に基づき火葬を行う。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 火葬の場所</p> <p>火葬は、市営八事斎場で行う。</p> <p>ただし、市営八事斎場が被災し火葬能力が低下した場合、又は遺体数が火葬能力</p>	<p>3 搬入場所</p> <p>調達する葬祭用品は、棺（付属品を含む）及びドライアイス、遺体安置用防腐剤等を遺体安置所へ、骨つぼ等を市立斎場に搬入する。</p> <p>〔葬祭用品調達の流れ〕</p> <p>図中</p> <p>市立斎場</p> <p>〔遺体輸送の流れ〕</p> <p>図中</p> <p>市立斎場</p> <p>第6 遺体の火葬</p> <p>1 火葬の方法</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 原則、遺体は、火（埋）葬許可証に基づき火葬を行う。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 火葬の場所</p> <p>火葬は、市立斎場で行う。</p> <p>ただし、市立斎場が被災し火葬能力が低下した場合、又は遺体数が火葬能力を上</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考						
		<p>を上回る場合には、近隣市町村等の火葬場へ協力を依頼する。</p> <p>3 <u>市営八事</u>斎場における火葬体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構 成 員</th> <th>班 数</th> <th>稼 働 火 炉 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人 (1班25人)</td> <td>2</td> <td>46基</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>なお、班の編成を行う場合、不足する人員については、健康福祉部職員の派遣及び他都市応援職員等の協力を得て行うものとする。</u></p>	構 成 員	班 数	稼 働 火 炉 数	50人 (1班25人)	2	46基	<p>回る場合には、近隣市町村等の火葬場へ協力を依頼する。</p> <p>3 <u>市立</u>斎場における火葬体制</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(削除)</div> <p><u>健康福祉部長は、区本部長から報告された遺体数及び市立斎場の火葬体制を勘案し、健康福祉部職員及び協力を得られた他都市応援職員等、必要な人員を市立斎場に派遣する。</u></p>	対策の整理
構 成 員	班 数	稼 働 火 炉 数								
50人 (1班25人)	2	46基								
35	153	<p>第16節 ごみ・し尿・災害廃棄物略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 し尿処理</p> <p>1 計画目標</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 計画の作成</p> <p>ア 市内の被害状況を迅速に把握するため、情報の収集及び伝達を的確に行う。特に、災害用トイレを必要とする避難所及びその必要数の把握に努める。</p>	<p>第16節 ごみ・し尿・災害廃棄物略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 し尿処理</p> <p>1 計画目標</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 計画の作成</p> <p>ア 市内の被害状況を迅速に把握するため、情報の収集及び伝達を的確に行う。特に、災害用トイレの設置状況及び不足数の把握に努める。</p>	標記の整理						

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																
		<p>イ、ウ 略</p> <p>エ し尿の非常処理計画を、市内の被害状況、くみ取り式仮設トイレの設置<u>必要数</u>及び環境部の被害状況等に基づき作成する。</p> <p>(2) 災害用トイレの備蓄等 略 本市の備蓄で不足する災害用トイレは、他都市の応援及び協定を締結している民間事業者から<u>必要数</u>を調達することとする。</p> <p>(3) 収集方法 ア～エ 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>車両数</th> <th>人員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回 当たり</td> <td><u>26</u> 台</td> <td><u>56</u> 人 (市職員のみ)</td> <td><u>49.5</u> kℓ</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>第3 災害廃棄物処理 1～2 略 3 協力体制</p>		車両数	人員	最大収集能力	1 回 当たり	<u>26</u> 台	<u>56</u> 人 (市職員のみ)	<u>49.5</u> kℓ	<p>イ、ウ 略</p> <p>エ し尿の非常処理計画を、市内の被害状況、くみ取り式仮設トイレの設置<u>状況</u>及び環境部の被害状況等に基づき作成する。</p> <p>(2) 災害用トイレの備蓄等 略 本市の備蓄で不足する災害用トイレは、<u>被害の少ない地域の避難所からの移送又は</u>他都市の応援及び協定を締結している民間事業者から <u>(削除)</u> 調達することにより確保する。</p> <p>(3) 収集方法 ア～エ 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>車両数</th> <th>人員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回 当たり</td> <td><u>27</u> 台</td> <td><u>58</u> 人 (市職員のみ)</td> <td><u>32.9</u> kℓ</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>第3 災害廃棄物処理 1～2 略 3 協力体制</p>		車両数	人員	最大収集能力	1 回 当たり	<u>27</u> 台	<u>58</u> 人 (市職員のみ)	<u>32.9</u> kℓ	<p>対策の整理</p> <p>時点修正</p>
	車両数	人員	最大収集能力																	
1 回 当たり	<u>26</u> 台	<u>56</u> 人 (市職員のみ)	<u>49.5</u> kℓ																	
	車両数	人員	最大収集能力																	
1 回 当たり	<u>27</u> 台	<u>58</u> 人 (市職員のみ)	<u>32.9</u> kℓ																	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 災害廃棄物の中間処理、再利用、最終処分</p> <p>ア 災害廃棄物の破砕処理</p> <p>イ、ウ 略</p> <p>災害廃棄物処理の基本的流れ</p> <p>図中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>中間処理施設 (破砕・<u>圧縮</u>等)</p> </div>	<p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 災害廃棄物の中間処理、再利用、最終処分</p> <p>ア 災害廃棄物の破砕・<u>選別</u>処理</p> <p>イ、ウ 略</p> <p>災害廃棄物処理の基本的流れ</p> <p>図中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>中間処理施設 (破砕・<u>選別</u>等)</p> </div>	対策の整理
36	157	<p>第17節 住宅等応急対策</p> <p>風水害等の災害により住家が全壊（焼）又は流出し、自己の資力によって居住する住家を確保できない者を対象に<u>各種の建設条件及び建設戸数の配分等を考慮し</u>、応急仮設住宅を<u>建設</u>するとともに住家の半壊（焼）に対する応急修理をし、居住の安定を図る。</p> <p>略</p> <p>第1 応急仮設住宅</p> <p>1 基本方針</p> <p>応急仮設住宅の供与は、災害により家</p>	<p>第17節 住宅等応急対策</p> <p>風水害等の災害により住家が全壊（焼）又は流出し、自己の資力によって居住する住家を確保できない者を対象に<u>(削除)</u>、応急仮設住宅を<u>設置</u>するとともに住家の半壊（焼）に対する応急修理をし、居住の安定を図る。</p> <p>略</p> <p>第1 応急仮設住宅</p> <p>1 基本方針</p> <p>応急仮設住宅の供与は、災害により家</p>	標記の整理

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>屋に被害を受け、自己の資力では住宅を確保できない被災者の暫定的な居住の安定を図ることを目的とし、災害救助法に基づき県がその事務を行うこととなっている。</p> <p><u>その際早急に</u>応急仮設住宅の<u>建設</u>に着手できるよう、建設用地の確保をはじめ、本市におけるその基本的な応急対策を明確にしておくものである。</p> <p>2 応急仮設住宅の概要</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 賃貸住宅の居室を仮設住宅として借上げることも可能である。</u></p> <p>3 本市が実施する事務</p> <p>応急仮設住宅に関して本市が行うべき事務は、建設用地の確保、必要な住宅戸数及び住戸タイプの決定、工事中の現地確認、入居管理事務等である。住宅都市部長は、これらの事務を経理部、健康福祉部及び区本部等と連携し実施する。</p>	<p>屋に被害を受け、自己の資力では住宅を確保できない被災者の暫定的な居住の安定を図ることを目的とし<u>ている</u>。災害救助法に基づき県がその事務を行うこととなっ<u>ており、その供与方法は、建設又は賃貸住宅の借り上げによる。</u></p> <p><u>(削除)</u> 応急仮設住宅の<u>設置が、早急</u>に着手できるよう、建設用地の確保をはじめ、本市におけるその基本的な応急対策を明確にしておくものである。</p> <p>2 応急仮設住宅の概要</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 本市が実施する事務</p> <p>応急仮設住宅に関して本市が行うべき事務は、建設用地の確保、必要な住宅戸数及び住戸タイプの決定、工事中の現地確認、入居管理事務等である。住宅都市部長は、これらの事務を経理部、健康福祉部及び区本部等と連携し実施する。<u>また、賃貸住宅の借り上げについても、</u></p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>4～8 略</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 災害救助法が適用されず応急仮設住宅を<u>建設</u>する場合にあっては、上記方針に準じ実施する。</p> <p>(2) 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 住宅の障害物除去</p> <p>略</p> <p>1 災害救助法に基づく障害物除去の実施</p> <p>住宅都市部長は、<u>県の補助として</u>、次の方針に基づき、本部員会議の決定を経て、必要な住宅の障害物除去を実施する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第4～第6 略</p>	<p><u>愛知県と調整を行う。</u></p> <p>4～8 略</p> <p>9 その他</p> <p>(1) <u>住宅都市部長は</u>、災害救助法が適用されず応急仮設住宅を<u>設置</u>する場合にあっては、上記方針に準じ実施する。</p> <p>(2) 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 住宅の障害物除去</p> <p>略</p> <p>1 災害救助法に基づく障害物除去の実施</p> <p>住宅都市部長は、<u>県から事務を委任された場合</u>、次の方針に基づき、本部員会議の決定を経て、必要な住宅の障害物除去を実施する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第4～第6 略</p>	
37	160	第18節 文教対策	第18節 文教対策	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																														
		<p>略</p> <p>第1 学校教育における応急対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 奨学に関する措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 奨学措置</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 市立高等学校授業料等の減免</p> <p>市立高等学校にあつては、申請により、基準に基づき授業料等の減免措置を講ずる。</p> <p>5 略</p> <p>第2 略</p>	<p>略</p> <p>第1 学校教育における応急対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 奨学に関する措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 奨学措置</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 市立高等学校授業料(削除)の減免</p> <p>市立高等学校にあつては、申請により、基準に基づき授業料(削除)の減免措置を講ずる。</p> <p>5 略</p> <p>第2 略</p>	対策の整理																														
38	167	<p>第19節 ボランティアとの連携</p> <p>略</p> <p>第1 平常時の連携</p> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連携を図る団体・関係機関</th> <th>活動内容</th> <th>担当部(局)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(公財)名古屋国際センター</td> <td>略</td> <td>市長室</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部(局)	略	略	略	略	略	略	(公財)名古屋国際センター	略	市長室	略	略	略	<p>第19節 ボランティアとの連携</p> <p>略</p> <p>第1 平常時の連携</p> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連携を図る団体・関係機関</th> <th>活動内容</th> <th>担当部(局)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(公財)名古屋国際センター</td> <td>略</td> <td>観光文化交流局</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部(局)	略	略	略	略	略	略	(公財)名古屋国際センター	略	観光文化交流局	略	略	略	組織の改正
連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部(局)																																
略	略	略																																
略	略	略																																
(公財)名古屋国際センター	略	市長室																																
略	略	略																																
連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部(局)																																
略	略	略																																
略	略	略																																
(公財)名古屋国際センター	略	観光文化交流局																																
略	略	略																																

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前			修正後			備考
		略	略	略	略	略	略	<p data-bbox="1650 743 1816 775">対策の整理</p> <p data-bbox="1650 1246 1816 1278">標記の整理</p>
		略	略	略	略	略	略	
		<p data-bbox="409 403 613 435">第2、第3 略</p> <p data-bbox="409 448 658 480">第4 受入れ体制</p> <p data-bbox="443 496 477 528">略</p>			<p data-bbox="1032 403 1236 435">第2、第3 略</p> <p data-bbox="1032 448 1281 480">第4 受入れ体制</p> <p data-bbox="1066 496 1099 528">略</p>			
		<p data-bbox="409 544 510 576">1 略</p> <p data-bbox="409 600 954 632">2 災害ボランティアセンターの設置</p>			<p data-bbox="1032 544 1133 576">1 略</p> <p data-bbox="1032 600 1576 632">2 災害ボランティアセンターの設置</p>			
		<p data-bbox="443 663 636 695">(1)～(4) 略</p> <p data-bbox="443 711 1005 887">(5) 区災害ボランティアセンターは、ボランティア活動場所からの支援要請を受け、ボランティアの派遣・活動を行う。</p>			<p data-bbox="1066 663 1258 695">(1)～(4) 略</p> <p data-bbox="1066 711 1628 887">(5) 区災害ボランティアセンターは、ボランティア活動場所からの支援要請を受け、ボランティアの調整・活動を行う。</p>			
		<p data-bbox="409 903 629 935">第5 活動支援</p> <p data-bbox="443 951 477 983">略</p>			<p data-bbox="1032 903 1252 935">第5 活動支援</p> <p data-bbox="1066 951 1099 983">略</p>			
		<p data-bbox="409 999 1005 1222">1 市本部ボランティア班、区本部ボランティア担当及びボランティアを受け入れる部にあつては、活動拠点・資器材・情報の提供をはじめ、ボランティア活動に必要な支援を行う。</p>			<p data-bbox="1032 999 1628 1222">1 市本部ボランティア班、区本部ボランティア担当及びボランティアを受け入れる部にあつては、活動拠点・資器材・情報の提供をはじめ、ボランティア活動に必要な支援を行う。</p>			
		<p data-bbox="443 1238 1005 1318">また、ボランティアの活動にあつては、<u>保険に加入させる</u>とともに、オリエ</p>			<p data-bbox="1066 1238 1628 1318">また、ボランティアの活動にあつては、<u>ボランティア活動保険の加入案内を</u></p>			

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>る施設への語学ボランティアの派遣を要請する。</p> <p>略</p> <p>第6 避難</p> <p>1 避難勧告・指示の実施</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 実施基準</p> <p>略</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ がけくずれ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民の生命に危険が認められるとき。</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>第7、第8 略</p> <p>第9 緊急輸送</p> <p>1 略</p> <p>2 輸送力の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 調達依頼</p> <p>経理部総務班に対し、愛知県トラック協会からの車両調達を依頼する（総括部経由）。</p>	<p>避難している施設への語学ボランティアの派遣を要請する。</p> <p>略</p> <p>第6 避難</p> <p>1 避難勧告・指示の実施</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 実施基準</p> <p>略</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ がけ崩れ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民の生命に危険が認められるとき。</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>第7、第8 略</p> <p>第9 緊急輸送</p> <p>1 略</p> <p>2 輸送力の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 調達依頼</p> <p>経理部総務班に対し、愛知県トラック協会及び日本通運株式会社名古屋支店からの車両調達を依頼する（総括</p>	<p>標記の整理</p> <p>対策の整理</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>なお、調達依頼の手続等については、「第15節 輸送・道路等応急対策」において定めるところによる。</p> <p>第10～第12 略</p>	<p>部経由)。</p> <p>なお、調達依頼の手続等については、「第15節 輸送・道路等応急対策」において定めるところによる。</p> <p>第10～第12 略</p>	
40	189	<p>第22節 地域安全・交通対策</p> <p>第1 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広報、相談活動</p> <p>ア 略</p> <p>イ 相談活動</p> <p>警察署に災害相談所を開設し、行方不明者、迷い子等の各種相談活動を推進する。</p> <p>(3) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第2 略</p> <p>別記様式1-22-1 緊急通行車両等届出書様式中</p>	<p>第22節 地域安全・交通対策</p> <p>第1 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広報、相談活動</p> <p>ア 略</p> <p>イ 相談活動</p> <p>警察署に災害相談窓口を開設し、行方不明者、迷い子等の各種相談活動を推進する。</p> <p>(3) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第2 略</p> <p>別記様式1-22-1 緊急通行車両等届出書様式中</p>	<p>標記の整理</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考								
		<table border="1"> <tr> <td>通行日時</td> <td>年月日 午前・午後 時から 年月日 午前・午後 時まで</td> </tr> </table> <p>別記1-22-2 緊急通行車両確認証明書 様式中</p> <table border="1"> <tr> <td>通行日時</td> <td>年月日 午前・午後 時から 年月日 午前・午後 時まで</td> </tr> </table>	通行日時	年月日 午前・午後 時から 年月日 午前・午後 時まで	通行日時	年月日 午前・午後 時から 年月日 午前・午後 時まで	<table border="1"> <tr> <td>通行日時</td> <td>(削除)</td> </tr> </table> <p>別記1-22-2 緊急通行車両確認証明書 様式中</p> <table border="1"> <tr> <td>通行日時</td> <td>(削除)</td> </tr> </table>	通行日時	(削除)	通行日時	(削除)	
通行日時	年月日 午前・午後 時から 年月日 午前・午後 時まで											
通行日時	年月日 午前・午後 時から 年月日 午前・午後 時まで											
通行日時	(削除)											
通行日時	(削除)											
41	197	<p>第23節 ライフライン施設の応急復旧 第1 給水対策 略 1 略 2 給水体制 (1)～(3) 略 (4) 給水能力 給水能力-1 (配水池等の貯水量) 平成27年6月1日</p> <p>表 略 給水能力-2 (運搬給水) 平成27年6月1日</p> <p>表 略 給水能力-3 (拠点給水) 平成27年6月1日</p> <table border="1"> <tr> <td>資 機 材 名</td> <td>数 量 (給水栓数)</td> </tr> <tr> <td>常 設 給 水 栓</td> <td>14 か所 (148)</td> </tr> </table>	資 機 材 名	数 量 (給水栓数)	常 設 給 水 栓	14 か所 (148)	<p>第23節 ライフライン施設の応急復旧 第1 給水対策 略 1 略 2 給水体制 (1)～(3) 略 (4) 給水能力 給水能力-1 (配水池等の貯水量) 平成28年6月1日</p> <p>表 略 給水能力-2 (運搬給水) 平成28年6月1日</p> <p>表 略 給水能力-3 (拠点給水) 平成28年6月1日</p> <table border="1"> <tr> <td>資 機 材 名</td> <td>数 量 (給水栓数)</td> </tr> <tr> <td>常 設 給 水 栓</td> <td>14 か所 (148)</td> </tr> </table>	資 機 材 名	数 量 (給水栓数)	常 設 給 水 栓	14 か所 (148)	時点修正
資 機 材 名	数 量 (給水栓数)											
常 設 給 水 栓	14 か所 (148)											
資 機 材 名	数 量 (給水栓数)											
常 設 給 水 栓	14 か所 (148)											

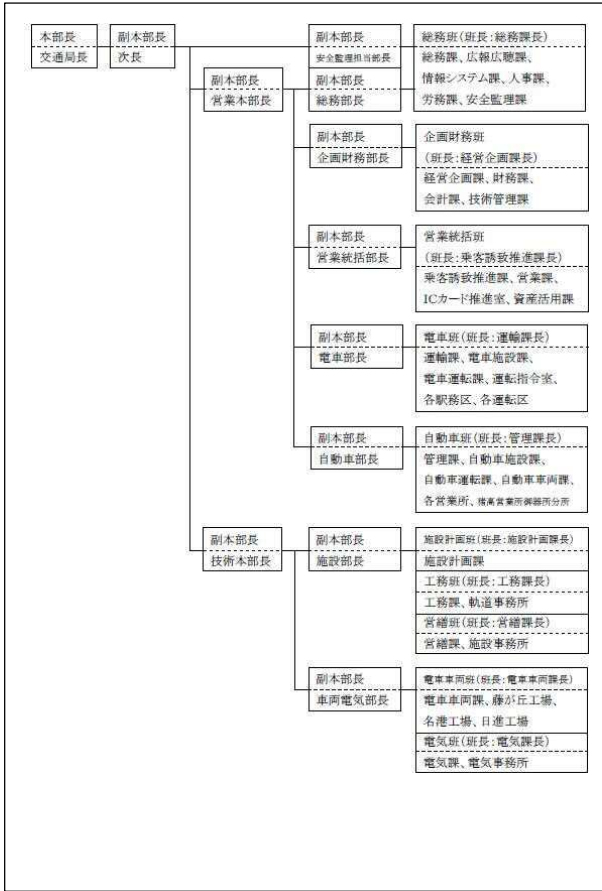

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																		
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">仮設給水栓</td> <td>16栓</td> <td>12基 (192)</td> </tr> <tr> <td>4栓</td> <td>136基 (544)</td> </tr> <tr> <td>携帯型 4栓 携帯型 2栓</td> <td><u>250基 (1,000)</u> <u>182基 (364)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">地下式給水栓</td> <td><u>267か所 (1,068)</u></td> </tr> </table> <p>給水能力-4 (その他) 平成 <u>27</u> 年 6 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応 急 給 水 槽</td> <td>100</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>飲料水自動袋詰装置 (固 定)</td> <td>1</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>簡易ポリエチレン容器</td> <td><u>102,000</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>ろ 過 器</td> <td>16</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 略 略</p>	仮設給水栓	16栓	12基 (192)	4栓	136基 (544)	携帯型 4栓 携帯型 2栓	<u>250基 (1,000)</u> <u>182基 (364)</u>	地下式給水栓		<u>267か所 (1,068)</u>	資 機 材 名	数 量	備考	応 急 給 水 槽	100	略	飲料水自動袋詰装置 (固 定)	1	略	簡易ポリエチレン容器	<u>102,000</u>	略	ろ 過 器	16	略	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">仮設給水栓</td> <td>16栓</td> <td>12基 (192)</td> </tr> <tr> <td>4栓</td> <td>136基 (544)</td> </tr> <tr> <td>携帯型 4栓 (削除)</td> <td><u>432基 (1,728)</u> <u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">地下式給水栓</td> <td><u>376か所 (1,504)</u></td> </tr> </table> <p>給水能力-4 (その他) 平成 <u>28</u> 年 6 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応 急 給 水 槽</td> <td>100</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>飲料水自動袋詰装置 (固 定)</td> <td>1</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>簡易ポリエチレン容器</td> <td><u>99,000</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>ろ 過 器</td> <td>16</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 略 略</p>	仮設給水栓	16栓	12基 (192)	4栓	136基 (544)	携帯型 4栓 (削除)	<u>432基 (1,728)</u> <u>(削除)</u>	地下式給水栓		<u>376か所 (1,504)</u>	資 機 材 名	数 量	備考	応 急 給 水 槽	100	略	飲料水自動袋詰装置 (固 定)	1	略	簡易ポリエチレン容器	<u>99,000</u>	略	ろ 過 器	16	略	
仮設給水栓	16栓	12基 (192)																																																				
	4栓	136基 (544)																																																				
	携帯型 4栓 携帯型 2栓	<u>250基 (1,000)</u> <u>182基 (364)</u>																																																				
地下式給水栓		<u>267か所 (1,068)</u>																																																				
資 機 材 名	数 量	備考																																																				
応 急 給 水 槽	100	略																																																				
飲料水自動袋詰装置 (固 定)	1	略																																																				
簡易ポリエチレン容器	<u>102,000</u>	略																																																				
ろ 過 器	16	略																																																				
仮設給水栓	16栓	12基 (192)																																																				
	4栓	136基 (544)																																																				
	携帯型 4栓 (削除)	<u>432基 (1,728)</u> <u>(削除)</u>																																																				
地下式給水栓		<u>376か所 (1,504)</u>																																																				
資 機 材 名	数 量	備考																																																				
応 急 給 水 槽	100	略																																																				
飲料水自動袋詰装置 (固 定)	1	略																																																				
簡易ポリエチレン容器	<u>99,000</u>	略																																																				
ろ 過 器	16	略																																																				
42	209	<p>第 24 節 交通施設の応急対策 【近畿日本鉄道株式会社】</p> <p>第 1 略 第 2 対策</p> <p>1 災害対策本部の設置 災害が発生したときは、その被害の規模に応じて、社内「<u>災害救助規程</u>」に基づき、<u>非常本部</u>、<u>非常支部</u>、復旧本部を</p>	<p>第 24 節 交通施設の応急対策 【近畿日本鉄道株式会社】</p> <p>第 1 略 第 2 対策</p> <p>1 災害対策本部の設置 災害が発生したときは、その被害の規模に応じて、社内「<u>異例事態対応規程</u>」に基づき、<u>異例事態対策本部</u>、<u>現地対策</u></p>	規程の修正																																																		

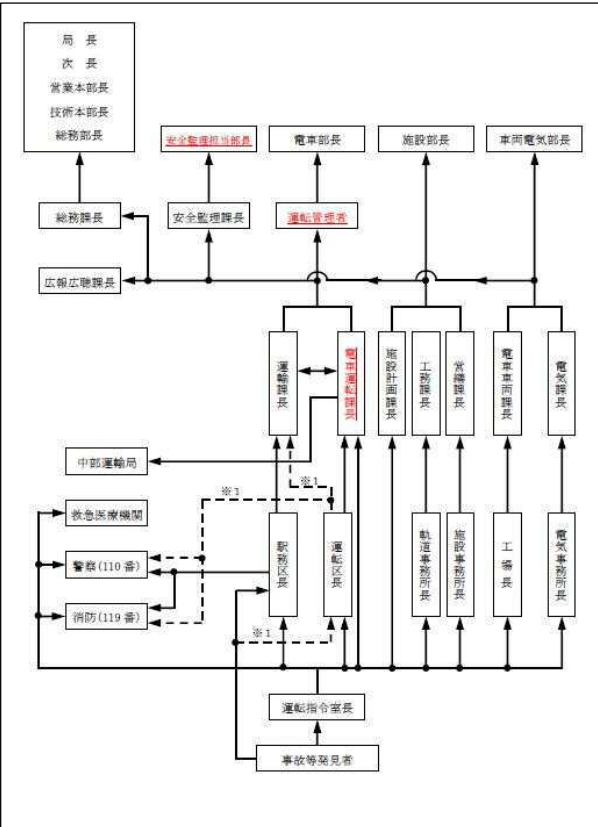
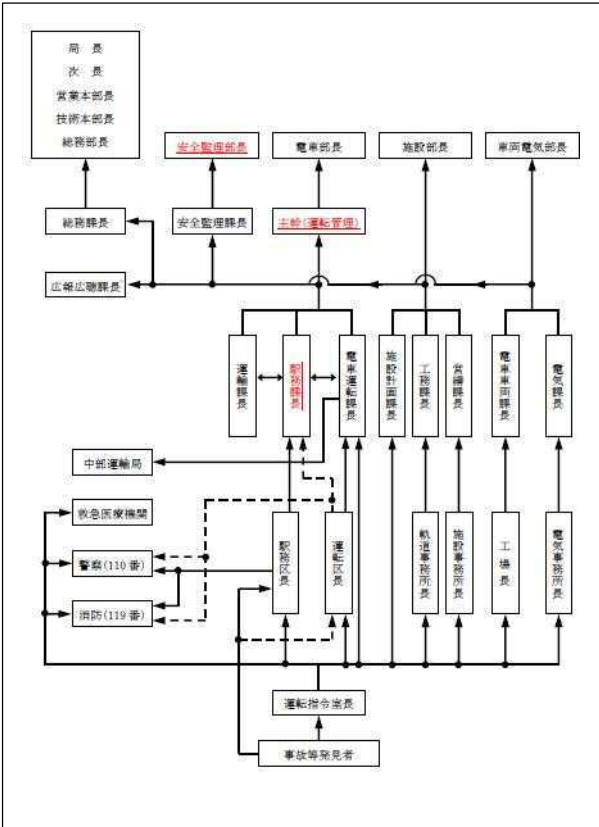
風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>設け、被災者の救助及び災害の復旧にあたる。</p> <p><u>非常本部</u>は本社に、<u>非常支部</u>は各<u>輸送統括部</u>に、又復旧本部は現地に設ける。</p> <p>2 略</p>	<p><u>本部</u>、復旧本部を設け、被災者の救助及び災害の復旧にあたる。</p> <p><u>異例事態対策本部</u>は本社に、<u>現地対策本部</u>は各<u>統括部</u>に、又復旧本部は現地に設ける。</p> <p>2 略</p>	
43	228	<p>第31節 航空機事故災害対策計画</p> <p>第1 情報の伝達系統</p> <p>1 名古屋飛行場及び航空自衛隊小牧基地内で災害が発生した場合</p> <p>(1) 民間航空機の場合</p> <p>(注) 1 周辺市町村（消防）とは、春日井市、小牧市、西春日井広域事務組合（清須市、北名古屋市、豊山町、<u>春日町</u>）をいう。以下同じ。</p>	<p>第31節 航空機事故災害対策計画</p> <p>第1 情報の伝達系統</p> <p>1 名古屋飛行場及び航空自衛隊小牧基地内で災害が発生した場合</p> <p>(1) 民間航空機の場合</p> <p>(注) 1 周辺市町村（消防）とは、春日井市、小牧市、西春日井広域事務組合（清須市、北名古屋市、豊山町、<u>(削除)</u>）をいう。以下同じ。</p>	誤記修正
44	233	<p>第33節 鉄道災害対策計画</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 各鉄道事業者の災害応急対策</p> <p>【市営交通】</p>	<p>第33節 鉄道災害対策計画</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 各鉄道事業者の災害応急対策</p> <p>【市営交通】</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>別紙1 ◎市営交通の事故対策本部の構成</p> 	<p>別紙1 ◎市営交通の事故対策本部の構成</p> 	<p>組織の改正</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>別紙2 ◎市営交通の事故情報の伝達経路</p> 	<p>別紙2 ◎市営交通の事故情報の伝達経路</p> 	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																								
45	249	<p>第2章 災害復旧計画</p> <p>第1節 民生安定のための緊急措置 略</p> <p>第1 災者台帳の整備・り災証明書の発行</p> <p>1 災者台帳の整備</p> <p>区本部長は、災害発生後、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けたり災世帯がある場合、災害救助法に基づく応急救助や災害弔慰金の支給、義援金の配分、市税の減免等を行うにあたり、人的被害調査及び家屋被害調査を実施し、災害対策住民リストなどの世帯情報等を基に「り災者台帳」(様式2-1-1)を整備する。</p> <p>第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付</p> <p>略</p> <p>1 災害弔慰金及び災害障害見舞金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>対象災害</th> <th>対象者</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>次の一つに該当する災害 (1)略 (2)略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>(3)その他厚生労働大臣が定める災害</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	種類	対象災害	対象者	支給額	略	次の一つに該当する災害 (1)略 (2)略	略	略	略	(3)その他厚生労働大臣が定める災害	略	略	<p>第2章 災害復旧計画</p> <p>第1節 民生安定のための緊急措置 略</p> <p>第1 災者台帳の整備・り災証明書の発行</p> <p>1 災者台帳の整備</p> <p>区本部長は、災害発生後、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けたり災世帯がある場合、災害救助法に基づく応急救助や災害弔慰金の支給、義援金の配分、市税の減免等を行うにあたり、人的被害調査及び家屋被害調査を実施し、災害対策住民リストなどの世帯情報等を基に「り災者台帳」(様式2-1-1)を整備する。</p> <p>第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付</p> <p>略</p> <p>1 災害弔慰金及び災害障害見舞金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>対象災害</th> <th>対象者</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>次の一つに該当する災害 (1)略 (2)略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>(3)その他内閣総理大臣が定める災害</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	種類	対象災害	対象者	支給額	略	次の一つに該当する災害 (1)略 (2)略	略	略	略	(3)その他内閣総理大臣が定める災害	略	略	標記の整理
種類	対象災害	対象者	支給額																									
略	次の一つに該当する災害 (1)略 (2)略	略	略																									
略	(3)その他厚生労働大臣が定める災害	略	略																									
種類	対象災害	対象者	支給額																									
略	次の一つに該当する災害 (1)略 (2)略	略	略																									
略	(3)その他内閣総理大臣が定める災害	略	略																									

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																										
46	262	第2節 災害復旧 第1 略 第2 災害復旧に伴う財政援助の確保	第2節 災害復旧 第1 略 第2 災害復旧に伴う財政援助の確保	標記の整理																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業</th> <th colspan="2">国の財政援助等</th> </tr> <tr> <th>通常災害</th> <th>激甚災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>都市災害復旧事業 (街路、公園等、<u>下水道</u>、 都市排水施設)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>上水道災害復旧事業</td> <td>予算補助※</td> <td>予算補助※</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	事業		国の財政援助等		通常災害	激甚災害	略			都市災害復旧事業 (街路、公園等、 <u>下水道</u> 、 都市排水施設)	略	略	略			上水道災害復旧事業	予算補助※	予算補助※	略			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業</th> <th colspan="2">国の財政援助等</th> </tr> <tr> <th>通常災害</th> <th>激甚災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>都市災害復旧事業 (街路、公園等、<u>(削除)</u> 都市排水施設)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>上水道災害復旧事業</td> <td>予算補助※</td> <td>予算補助※</td> </tr> <tr> <td><u>災害等廃棄物処理事業費</u> <u>補助金</u></td> <td><u>同 上</u></td> <td><u>同 上</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	事業	国の財政援助等		通常災害	激甚災害	略			都市災害復旧事業 (街路、公園等、 <u>(削除)</u> 都市排水施設)	略	略	略			上水道災害復旧事業	予算補助※	予算補助※	<u>災害等廃棄物処理事業費</u> <u>補助金</u>	<u>同 上</u>	<u>同 上</u>	略	
事業	国の財政援助等																																													
	通常災害	激甚災害																																												
略																																														
都市災害復旧事業 (街路、公園等、 <u>下水道</u> 、 都市排水施設)	略	略																																												
略																																														
上水道災害復旧事業	予算補助※	予算補助※																																												
略																																														
事業	国の財政援助等																																													
	通常災害	激甚災害																																												
略																																														
都市災害復旧事業 (街路、公園等、 <u>(削除)</u> 都市排水施設)	略	略																																												
略																																														
上水道災害復旧事業	予算補助※	予算補助※																																												
<u>災害等廃棄物処理事業費</u> <u>補助金</u>	<u>同 上</u>	<u>同 上</u>																																												
略																																														